

令和3年度 立地適正化計画策定調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

(令和3年4月22日都市整備局長決裁)

1. 趣旨

この要領は、「令和3年度 立地適正化計画策定調査業務委託」を委託する事業者を、公募型のプロポーザル方式により選定する手続き（以下、「本手続き」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務委託件名

令和3年度 立地適正化計画策定調査業務委託

(2) 業務内容

- ・計画準備
- ・立地適正化計画の検討
- ・骨子案の作成
- ・素案構成及び素案の作成
- ・関係課長会及び都市計画協議会関係資料作成
- ・打合せ協議

(3) 履行期間

契約締結日より令和4年3月25日まで

(4) 業務委託限度額

11,669,000円（消費税及び地方消費税（10%）含む）

3. 参加資格要件

下記（1）または（2）の要件を満たすことを参加要件とする。

(1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されており、次の（ア）～（ウ）の要件を全て満たしていること。

- （ア） 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項または第3条各項の規定による指名停止を受けていない者。
- （イ） 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく、再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- （ウ） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。

(2) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、次の（ア）～（オ）の要件を全て満たしていること。

- （ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しない者であること。
- （イ） 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく、再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。

- (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- (エ) 仙台市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

4. 企画提案書等の評価基準

受託候補者を特定するための企画提案書等の評価基準については、別途募集要項にて定めるものとする。

5. 質問の提出方法、期限及び、回答方法

(1) 提出期限

令和 3 年 5 月 14 日（金）17 時まで

(2) 質問方法

質問項目等を質問書（様式第 1 号）に記載し、電子メールで提出することとする。電話、FAX、持参等は認めないものとする。質問 1 件につき、質問書を 1 枚提出することとする。なお、電子メール送信の際は、件名を「令和 3 年度 立地適正化計画策定調査業務委託」と記載することとし、送信後、電話で事務局にメール着信を確認することとする。

(3) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 3 年 5 月 19 日（水）に仙台市ホームページにて公表することとする。個別回答は行わないこととする。

6. 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和 3 年 5 月 21 日（金）必着

(2) 提出先

事務局：4 ページ「12. 事務局」を参照することとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時から 17 時までに事務局に直接提出することとする。また、郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録がわかる方法により、上記期限までに事務局に到達するように提出することとする。

(4) 提出書類（各 1 部提出）

- (ア) 参加表明書（様式第 2 号）
- (イ) 会社概要説明書（様式第 3 号）
- (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書^{※1}
- (エ) 市税の滞納がないことの証明書^{※1}
- (オ) 暴力団等との関係を有していないことの誓約書（様式第 4 号）^{※1}

※1：仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者に限る。

(5) 企画提案書提出者への通知

参加表明書の書類を事務局で確認し、企画提案書提出の可否について、令和 3

年 5 月 26 日（水）に書面にて通知するとともに、事務局から電話により通知することとする。

(6) 留意事項

(ア) 提出期限までに参加表明書を含む上記提出書類の全てが事務局に到達しなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。

(イ) 参加が認められなかった旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとする。

7. 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和 3 年 6 月 4 日（金）必着

(2) 提出先

事務局：4 ページ「12. 事務局」を参照することとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時から 17 時までに事務局に直接提出することとする。また、郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録がわかる方法により、上記期限までに事務局に到達するように提出することとする。

(4) 提出書類

(ア) 企画提案書 9 部（様式第 5 号を表紙とし、任意様式（A4 片面印刷、表紙を除き 15 ページ以内）により作成）

(イ) 総括責任者・担当技術者体制（様式第 6 号）

(ウ) 事業費見積書（様式は任意とするが、各業務内容に対応し内訳がわかるように作成すること。）

(5) 留意事項

(ア) 提出期限までに企画提案書が事務局に到達しなかった場合は、失格とする。

(イ) 2. (4) に記載の業務委託限度額を超える企画提案については、無効とする。

(ウ) 選定された企画提案書等は、個人情報及び見積額を除き公表する場合がある。

(エ) 非選定の企画提案書等は、それぞれの提出者に返却する。

8. 審査方法等

(1) 企画提案書の審査は、「令和 3 年度 立地適正化計画策定調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行うものとする。各審査委員の採点結果を合計した点数を企画提案者の点数とし、最も点数の高い 1 者を受託候補者として特定する。

(2) 同一点数により 1 者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「企画提案」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定する。評価基準の評価項目「企画提案」の合計点数も同点の場合には、見積額の最も低い企画提案者を受託候補者として特定する。

(3) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、審査委員全員が、合

計点満点のうち6割以上かつ評価基準の評価項目「企画提案」の合計点満点のうち6割以上とし、これに満たない提案者は受託候補者として特定しないものとする。

9. 審査結果の通知及び審査結果に対する質問への対応方法

- (1) 審査結果については、全企画提案者に対して、郵送により書面で通知する。
- (2) 非選定の理由について、通知日から7日以内（土・日・祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明要求があった場合は、書面を受理した日から10日以内（土・日・祝日を除く）に郵送により書面で回答する。

10. 契約に関する事項

- (1) 契約については、受託候補者と契約内容について協議し、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託費について、発注者及び受注者の協議の上、業務委託限度額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 仕様書（案）は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、企画提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- (4) 本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

11. 消費税及び地方消費税額の取扱い

契約締結時における契約金額は、見積金額に、納品時の予定税率10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

12. 事務局

本手続きの提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

所在地：仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

担当窓口：仙台市 都市整備局 計画部 都市計画課 計画調整係

電話：022-214-8294

FAX：022-214-8300

電子メール：tos009110@city.sendai.jp

13. 附則

- (1) この要領は、令和3年4月22日より実施する。
- (2) この要領は、令和3年立地適正化計画策定調査業務委託の受託候補者と業務委託契約を締結した日限り、その効力を失う。